

境界確認申請書を提出の皆様へ

境界確認は、申請地と道路、水路等の公物の用に供される土地との境界について、相互に意思の確認を行うものです。そして、境界の確認が成立した場合に、その確認の内容を将来にわたって明確にするため、境界確認同意書に署名捺印してもらうこととなります。

以上の趣旨をご理解いただき、申請にあたっては、下記事項に充分ご留意ください。

記

1 申請要件

- (1) 申請地の所有権を有している、又は所有権者から委任（この場合、委任状が必要です）を受けていること。

2 申請方法

- (1) 測量・測量図作成等が必要となるため有資格者（土地家屋調査士等）を申請代理人として依頼し、境界確認申請書に次の書類を添付し1部提出して下さい。
なお、境界確定にかかる費用は申請者負担となります。
 - ①現地案内図 ※申請箇所を赤色で表示する。
 - ②公図の写し（法務局備え付けで無修正のもの） ※申請箇所を赤色で表示する。
 - ③地積測量図写し（申請地又は隣接地で、法務局備え付けの測量図がある場合）
 - ④土地所有者一覧表（申請地及び隣接地の地番、地目、所有者氏名、住所を記載すること）
※登記事項要約書の写しでもかまいません。

3 現地立会

- (1) 境界の確認には次の皆さんにお集まりいただきます。立会日等については、申請人又は申請代理人が連絡調整して下さい。※立会当日、印鑑（認印でも可）を持参のこと。
 - ①申請者及び隣接地所有者（代理立会人は、生計を一にする親族、または委任状により委任された者とする。）
 - ②道路幅員が4m以上確保できない道路の場合、道路反対側の所有者
 - ③その他、境界の確認に必要な関係者
- (2) 立会により確認した境界についてご承諾いただいたら、同意書に署名捺印をいただきます。関係者全員の署名・捺印がそろったら『境界確定』となります。

4 官民境界確定図

- (1) 境界が確定した場合には、「官民境界確定図」を提出して下さい。
- (2) 「官民境界確定図」の作成については別紙記載例を参考にして下さい。

5 注意事項

- (1) 次に該当する場合は、「申請取り下げ」をお願いすることがあります。
 - ①境界確認申請書の受付後、3ヶ月を経過しても申請者側の責に帰する事由で、現地立会日が決定できない場合。ただし、遅延理由が正当であると判断した場合には延期を認める。
 - ②現地立会終了後、2ヶ月以内に同意書及び確定図の提出がない場合。ただし、遅延理由が正当であり、提出年月日の明示があった場合には、明示された提出年月日まで延期を認める。

6 その他

境界確認申請に関してご質問がありましたら、道路課までお問い合わせ下さい。

【 連絡先：0299-59-2111 又は 029-897-1111 内線（2612） 】